

成年後見制度による権利擁護：市民後見人の意義と役割の確立に向けて [論文要旨及び審査の要旨]

| | |
|--------|---|
| 著者 | 松下 啓子 |
| 発行年 | 2020-03-31 |
| 学位授与機関 | 関西大学 |
| 学位授与番号 | 34416甲第796号 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/00020225 |

[40]

| | |
|------------|--|
| 氏名 | まつした けいこ 松下 啓子 |
| 博士の専攻分野の名称 | 博士（健康学） |
| 学位記番号 | 人博第4号 |
| 学位授与の日付 | 2020年3月31日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 学位論文題目 | 成年後見制度による権利擁護 ー市民後見人の意義と役割の確立に向けてー |
| 論文審査委員 | 主査教授 山縣 文治 副査教授 黒田 研二 副査教授 森下 伸也 |

論文内容の要旨

本論文は権利擁護に取り組む市民後見人に焦点をあて、その役割と活動の意義を明らかにし、市民後見人活動の活性化の方向を示したものである。研究方法は、先行研究のレビュー、質問紙調査及びヒアリング調査による実証研究を用いている。本論文は序章を含め、全7章で構成されている。以下、簡単に内容を紹介する。

序章においては、成年後見制度を核に、社会福祉分野における権利擁護の現状を概観することを通じて、問題点を明らかにし、本論文の目的と意義を明らかにしている。

第1章は「権利擁護制度の概要」と題する章で、日本における代表的権利擁護制度である成年後見制度と日常生活自立支援事業、さらに、国際的動向として障害者権利条約について検討している。その中から、現行成年後見制度が、障害者権利条約に抵触する可能性を明らかにしている。

第2章は「成年後見制度における公的後見制度導入の可能性」と題する章で、公的後見制度に関する先行研究を検討することを通じて、公的後見制度導入の可能性を検討している。公的後見制度とは、行政（国を含む）が直接後見を行う、または公的責任を明確にした後見制度のこと。検討の結果、前者の意味での公的後見制度の導入は困難であるが、後者の意味での公的後見制度は意味があり、その量的、質的充実のために、市民後見人普及の意義があることを見出している。

第3章は「市民後見人の概念を構成する要素と要件」と題する章で、先行研究についてのレビューを通じて、市民後見人の6つの要素と3つの要件を導き出している。これをもとに、次章以降の分析軸となる筆者自身の作業定義を提示している。市民後見人の作業定義は、

「自治体や自治体の委託機関が実施する養成研修を受講し、後見人として必要なスキルを身に付けた上、継続した支援を受けながら地域における福祉活動・権利擁護活動を実践する人。専門職の資格の有無は問わないが、これらの活動を職業として行うことはなく、地域での社会貢献活動として行う者」である。

第4章は「自治体による市民後見人養成事業の現状と問題点」と題する章で、市民後見推進事業を実施した自治体を対象に質問紙調査を行い、市民後見人活動が進まない要因を分析することを通じて、市民後見制度を活性化させる方法を検討している。明らかにされた不活発要因は、①資源の不足、②マッチングの難しさ、③心理的なハードルの高さの3つであり、これを克服する方法として、法人後見の中で、市民後見支援員としての活動を強化することを提言している。

第5章は「市民後見人の役割と意義を考える」と題する章で、後見人類型（専門職後見人、法人後見、市民後見人）による活動実態を、インタビュー方式で比較することを通じて、市民後見人の意義や役割を考察している。その結果、市民後見人の意義や役割として、地域における権利擁護活動を市民相互の助け合いとして実践することにあることを明らかにしている。

第6章は、本論文の結論を示す章である。本研究の結論は、大きく以下の3点である。

①資格の有無に関わらず、職業ではなく、社会貢献として地域で活動することが市民後見人の意義であること。

②市民後見人の役割は頻回の見守りと日常生活支援にあること。日常生活支援とは身上監護とは異なる家族や友人のような支援を意味しており、この支援が被後見人の反応を引き出し、信頼関係を深め、意思決定支援に役立ち、さらに市民後見人自身のやりがいにもつながる。

③市民後見人の活動を活性化するには、法人後見を積極的に活用し、市民後見支援員としての機能を強化すること。

論文審査結果の要旨

本研究は、権利擁護に取り組む市民後見人に焦点をあて、その役割と活動の意義を明らかにし、市民後見人活動の活性化の方向を示したものである。

親族後見人が減少する中で、意思決定能力の低下した成人の意思決定支援は重要な課題である。増加している専門職後見は、所得の低い人は容易には利用できないものであり、老人福祉法にも規定された市民後見人は、この層への対応が期待される。市民後見人活性化の

可能性を探る本研究は、研究上の意味があるだけでなく社会的な意義も高い。

研究は、市民後見人の意義と役割を明らかにすることを通じて、市民後見人の普及を図るという研究目的にしたがって一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれている。導き出された結論は、①市民後見人の意義は社会貢献として地域で活動することにあること、②市民後見人の役割は頻回の見守りと日常生活支援にあること、③市民後見人の活動を活性化するには、法人後見を積極的に活用し、市民後見支援員としての機能を強化すること、の3点である。

研究方法は、先行研究の分析に基づき、作業定義を、量的調査の実施、さらにこれを補完するものとして、質的調査が実施されている。これらは、いずれも適切に実施され、データ解釈及び分析も適切に行われている。

今後ますます利用者が増加すると考えられる成年後見制度について、所得の低い人に着目し、市民後見人の活用を検討した本研究自体は、決して新しいものとは言えないが、量的・質的調査を通じて、導き出された結論は、これまでの実践に科学的根拠を与えるとともに、現実的な活性化法を提言している点で、新たな知見及び施策の方向を導き出していると認めることができる。とりわけ、個人受任の市民後見人制度に拘泥することなく、法人後見のなかで、市民後見支援員として機能するという提言は、極めて現実的なものであり、制度展開上も有効であると考えられる。